

2023年4月12日



目指そう！

「公認 不動産コンサルティングマスター」にチャレンジ！

“実務経験 3 年及び一定の講習受講”でも  
資格の取得が可能になります。

「公認 不動産コンサルティングマスター」の登録要件は、5年間の実務経験を要するという方法のみでしたが、新たに“3年間の実務経験と一定の講座受講”でも資格の取得を可能とすることを報告いたします。

## 1, 背景

近年、「不動産コンサルティング技能試験」の受験目的に不動産特定共同事業における業務管理者の確保を理由とするものが散見されるようになりました。小規模を含む不動産特定共同事業に対するスキームの理解が進み、この手法が、社会問題となっている空き家をはじめとした中小規模の不動産再生に有効とするニーズの高まりが感じられます。

また、人口減少社会のなかで、リスクリングの必要性やリカレント教育への取り組みが重要視されています。この資格が早く取得可能となることで、不動産業界や不動産コンサルティング業務に興味のある業界内外の多くの皆さまのキャリアアップに繋げていただければと考えています。

## 2, 概要

### 【現行の登録要件】

次の1～3のいずれかの要件を満たし、かつ、登録の欠格事由に該当しない方は、登録申請をすることができます。

- (1) 宅地建物取引士資格登録後、不動産に関する5年以上の実務経験を有し、

- 登録申請時において、宅地建物取引士証の交付を受けていること。
- (2) 不動産鑑定士登録後、不動産鑑定業に関する5年以上の実務経験を有し、登録申請時において不動産鑑定士の登録が削除されていないこと。
- (3) 一級建築士登録後、建築設計業等に関する5年以上の実務経験を有し、登録申請時において一級建築士の免許が取り消されていないこと。

**【変更後の登録要件】**

現行の登録要件に加えて新たに、“3年間の実務経験と一定の講座受講”による登録を追加します。

一定の講座とは、センターの指定する次の講座をいい、すべて受講することとします。

- ・不動産特定共同事業に関する講座
- ・不動産コンサルティング実務に関する講座
- ・相続や不動産プロデュースなどをテーマとする特別講座

**3. この新たな方法による登録申請受付の運用開始時期**

令和5年10月以降を予定しています。

今年度（令和5年度）の不動産コンサルティング技能試験を受験して合格された方もこの新たな登録要件で登録申請を行うことができます。

**令和5年度不動産コンサルティング技能試験 実施概要**

試験実施日：令和5年11月12日(日)

択一試験（午前）及び記述式試験（午後）

試験地：札幌・仙台・東京・横浜・静岡・金沢・名古屋・大阪  
・広島・高松・福岡・沖縄の12地区を予定

申込受付期間：令和5年7月19日(水)～9月19日(火)

受験料：31,500円(消費税含む)

合格発表：令和6年1月12日(金)

▼不動産コンサルティング技能試験 <https://www.retpc.jp/consul-exam/>

詳細につきましては、内容が確定次第、ホームページ等で随時お知らせします。

▼不動産コンサルティング技能試験に合格された方の技能登録申請について

<https://www.retpc.jp/consul/annai/>

不動産流通推進センターホームページ

<https://www.retpc.jp/>

<ニュースリリース問い合わせ先>

公益財団法人 不動産流通推進センター  
事業推進室 TEL：03-5843-2075

「公認 不動産コンサルティングマスター」  
登録等についてのお問合せ先

公益財団法人 不動産流通推進センター コンサルティング係  
TEL：03-5843-2079

お電話でのお問合せ対応時間：11:00～15:00  
(土日祝、毎月第1・3・5金曜を除く)

メール：[consul@retpc.jp](mailto:consul@retpc.jp)

以上